

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会運営 細則

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会運営細則 (2007 年 6 月 1 日制定)(2007 年 10 月 1 日改訂) (2008 年 8 月 5 日改訂) (2009 年 5 月 29 日改訂) (2011 年 5 月 27 日改訂) (2012 年 5 月 31 日改訂) (2013 年 5 月 31 日改訂)(2015 年 5 月 28 日改訂) (2018 年 5 月 25 日改訂) (2019 年 5 月 30 日改訂) (2022 年 5 月 27 日改訂) (2024 年 11 月 8 日改訂)

(総則)

第 1 条 この運営細則は、特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会の運営に適用する。

(英語名称)

第 2 条 本会の英語名称を、Japan Society of Electromagnetic Wave Energy Applications とい
い略称を JEMEA という。

(各種委員会)

第 3 条 本会は、会の運営のために常設および臨時委員会を置く。

- (1) 常設委員会：①研究・事業、②財務、③編集、④大会、⑤他学会連絡担当、⑥調査、
⑦各賞選考、⑧渉外（知的財産含む）、⑨広報（ホームページ含む）、⑩計測・資格
の委員会、⑪マイクロ波利用安全検討委員 を設置し、会の業務 を執行する。委員会
の新設、変更、廃止などは理事会の議決による。
- (2) 臨時委員会:重要な検討事項が生じた場合、臨時に設置する。
- (3) 常設委員会の委員長は理事・顧問の中から理事長が委嘱し、理事会で承認する。
- (4) 臨時委員会の委員長は、会員の中から理事長が委嘱し、理事会で承認する。
- (5) 常設委員会および臨時委員会の委員は、会員の中から委員長が委嘱し、理事会で承認
する。

(ワーキンググループ)

第 4 条 本会は、特定の研究分野の推進のために、必要に応じてワーキンググループを設置でき
る。

- (1) 設置に当たっては理事会の承認を得ることとする。
- (2) 単年度審査を前提に、1 年毎の審査を受けて延長が可能である。
- (3) 詳細に関してはワーキンググループ規約に準ずるものとする。

(表彰)

第5条 本会は、電磁波エネルギー応用技術及びこれに関連のある諸科学に関する 研究を奨励するための表彰事業を行う。表彰は別途定める規程に従う。

(選挙管理委員会)

第6条 本会は、各種の選挙業務を行うための選挙管理委員会を臨時に設置する。業務は、別途定める選挙規程に基づく。

(顧問)

第7条 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。顧問は理事長の推薦により、理事会が決定する。顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(正会員 (団体))

第8条 正会員 (団体) は正会員 (個人) と同等の権利を有する個人1名を上限に登録することが出来る。

- (1) 理事長が認める場合、法人を含む任意の団体は正会員 (団体) として本会の会員として登録できる。
- (2) 理事長が認める場合、一口当たりの金額の相当倍を支払うことで相当口数の正会員 (団体) として登録することが出来る。
- (3) 口数によらず登録できる正会員 (個人) と同等の権利を有する個人は1名を上限とする。
- (4) 本会において本条に基づき登録した個人の権利の行使は当該団体に所属する個人に委任できるものとする。
- (5) 当会の主催する催事について当該団体に所属する任意の者は、口数に3を乗じた人数を上限に正会員 (個人) と同額で参加できるものとする。
- (6) 正会員 (団体) の退会時、当該団体に所属する個人が期間を空けず正会員 (個人) として入会する場合、口数に3を乗じた人数を上限にその入会金を免除する。
- (7) 正会員 (団体) は当会の提案する広報方法を利用することが出来る。

(特別会員)

第9条 本会の発展に著しい功績があった会員を特別会員とすることができる。特別会員は、理事会が推薦し、総会で承認する。特別会員は理事会の承認により年会費を永久に免除する。

- (1) 特別会員は本会において正会員と同様の待遇を受けるものとする。
- (2) 特別会員は以下 (3) による取り消しがない限り存命中その資格を維持するものとする。
- (3) 特別会員に相応しくないと理事会で判断された場合は取り消しを総会の決議にかけ

るものとする。総会で取り消しが承認された場合その資格を喪失するものとする。

(事務局員)

第 10 条 本会の従たる事務所に事務局員を置く。

(年会費)

第 11 条 「定款第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。」に関連し、年会費の期間も同様とするが、10 月 1 日以降入会の場合は、年会費を半額とする。

(退会)

第 12 条 定款第 10 条に基づき退会する場合、未納の会費を支払うものとする。

(休会)

第 13 条 会員で、会員継続の意思はあるが活動に参加できないものには、その申し出を理事長が承認した場合「休会」を認める。申し出があった日から起算して(1)1 年ごとの申請、最長 3 年。(2)休会中は、総会における「定足数」としてカウントしない。(3)該当年度の年会費は免除する。

(会員資格の喪失)

第 14 条

- (1) 会員で、会費を 1 年以上滞納し催促にも応じなかったとき、会員資格の喪失とし非会員と同等の扱いとする。再入会を希望する場合は、滞納した会費を納め、新たに入会金も支払う必要がある。新たに入会する場合は会員番号を発行する。なお本件での再発行が 2 回目の場合はその可否を理事会の審議を行なった上で、総会の議決が必要となる。
- (2) 定款第 1 1 条(2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。とは次の各号の一に該当する場合などを指す。
 - (ア) JEMEA の主催する学会、会議、セミナー等において、参加の意思を示しそれらに参加したにもかかわらず参加費などを納入せずに滞納し、納入の意思を示さない場合、除名と共に被害額を請求する手段を講じる場合がある。再入会を希望する場合は、滞納した会費を納め、新たに入会金も支払う必要がある。新たに入会する場合は会員番号を発行する。なお本件での会員番号の再

発行が2回目 目の場合はその可否を理事会の審議を行なった上で、総会の議決が必要となる。

- (イ) 論文誌・機関誌などの投稿において、会の名誉を傷つける内容、会の目的に反する内容、あるいは、投稿規定から著しく逸脱し編集委員からの改訂を拒否した場合などは、理事会の審議を行ったうえで、学会への参加の停止、除名を求める場合がある。なお本件での会員番号の再発行を希望する場合は、その可否を理事会の審議を行なった上で、総会の議決が必要となる。
- (ウ) その他、会員が、入会の目的に反する行為および事業の妨害に当たる行為を行った場合は、理事会決議のうえ除名を求める場合がある。なお、再入会を希望する場合は、その可否を理事会の審議を行なった上で、場合により、総会の議決が必要となることもある。

附則

1. 事務局長は次のものとする。
事務局長 佐藤容子
2. この細則は、2007年6月1日より実施し、2007年10月1日、2008年8月5日、2009年5月29日、2011年5月27日、2013年5月31日、2015年5月28日、2018年5月25日、2019年5月30日、2022年5月27日、2024年11月8日に改訂。
3. この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。

理事長

堀 越 智



事務局長

佐 藤 容 子

